



2 建 災 防 技 発 第 1 7 3 号  
令 和 2 年 4 月 7 日

建設業労働災害防止協会  
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会  
専 務 理 事  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

今般、厚生労働省より、当協会に対して標記についての協力要請がありました。

本件の安全衛生対策の留意事項は下記のとおりとなりますが、継続事項である1.(2)の「墜落制止用器具の適切な使用」、1.(9)の「専門工事業者等の安全衛生活動支援事業」、1.(14)の「一人親方等の安全衛生対策」、2.(3)の「建設業におけるメンタルヘルス対策の推進」については、昨年度に引き続き、当協会において積極的に対応をしていく事項となっています。

加えて、2.(2)の「じん肺予防対策」イ.に示されているずい道等建設労働者健康情報管理システムについても、引き続き関係者への周知を図ることとしています。

また、昨年度に引き続き、3.(1)の「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（NEW COHSMS）、中小事業者向けコンパクトコスモスの導入・活用」、3.(2).ア.の「職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の推進」及び 3.(2).イ.の「建設工事従事者教育の推進」については、1.(15)の「建設工事関係者連絡会議」等を活用し、各支部において発注者及び事業者へ積極的に周知するとともに当該取組の的確な展開をお願いいたします。

なお、その他の事項の安全衛生対策についても積極的に推進するとともに会員への関係通達の周知等をお願いいたします。

おって、本件に関する要請文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

記

1 労働者の安全確保のための対策

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策
- (2) 墜落制止用器具の適切な使用
- (3) 建設業における火災対策
- (4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- (5) 伐木作業等の安全対策

- (6) 転倒災害の防止
  - (7) 交通労働災害防止対策
  - (8) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
  - (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
  - (10) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策
  - (11) 東日本大震災、熊本地震等の復旧・復興工事における労働災害防止対策
  - (12) 高年齢労働者等の労働災害の防止
  - (13) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - (14) 一人親方等の安全衛生対策
  - (15) 建設工事関係者連絡会議の運営等
  - (16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等
- 2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策
- (1) 熱中症対策
  - (2) じん肺予防対策
  - (3) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
  - (4) 化学物質による健康障害防止対策
  - (5) 石綿健康障害予防対策
- 3 その他の安全衛生に係る対策
- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
  - (2) 建設業における安全衛生教育の推進
  - (3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進